

建設ジュニアマスター顕彰制度を新設



国土交通省 土地・建設産業局

国土交通省では、若年者の建設産業への入職促進を図るため、平成26年7月に建設ジュニアマスター顕彰制度を新設した。平成27年度より顕彰を開始する。

建設産業における担い手確保・育成方策の一環として、建設技能者の最高峰の顕彰である優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）に達するまでの技能の向上のインセンティブを与えるとともに、建設技能者のキャリアアップステージの強化を図ることを目的としている。

要件

要件としては、3項目が定められている。

1. 建設現場業務期間10年以上の者（産休、育休、介護休業期間を含む）
2. 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者
3. 無事故期間3年以上

という3項目をクリアしていることが求められている。

基準

技術的な基準としては、5項目が定められている。

1. 技術・技能が優秀である者（a、b、cのいずれかに該当する者）
 - a. 技能検定（1級、単一等級）または登録基幹技能者
 - b. 全国規模の競技大会出場経歴
 - c. 上記a、bに準ずる技能を有する者
2. 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者
3. 将来その活躍が一層期待される者
4. 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者

5. 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従事者の模範である者
- という5項目をクリアしていることが求められている。

人数・選考方法

人数・選考方法については、以下のとおりである。

1. 被顕彰者数は1団体につき1名～3名程度で、全体では150名程度になる見通し
2. 依頼推薦先については、各建設業団体に総計150名程度の推薦枠を割り振り、推薦を依頼
※女性技能者については各推薦団体の推薦可能人数を超えて別枠（上限なし）で推薦を認める。
3. 選考方法については、各建設業団体推薦を受けた者について、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考する

被顕彰者に対し、土地・建設産業局長から顕彰状を授与するとともに、徽章（バッジ）を贈呈する。

今後のスケジュール

今後のスケジュールについては、平成26年10月下旬に推薦依頼を開始する。

平成27年2月～3月に推薦受付を締め切る。

平成27年6月～7月に審査委員会において候補者の選考を行う。

平成27年10月に顕彰式典を開催する予定となっている。

なお、「建設マスター」への登竜門として、「建設ジュニアマスター」顕彰制度が平成27年度からスタートする。平成27年10月には当会推薦による、晴れて建設ジュニアマスターが誕生する見通し。



平成25年度の建設マスター式典会場